

令和8年度 須崎市会計年度任用職員募集要項 【職種区分:(11)図書館司書(生涯学習課)】

令和8年1月13日

須崎市生涯学習課

須崎市山手町1番7号

TEL(0889)42-8591(直通)

受付期間 令和8年1月13日(火曜日)～令和8年1月28日(水曜日)

面接日 後日連絡

1 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	1人
職務内容	須崎市立図書館において図書館司書として業務に従事

2 勤務条件

雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日(最長)
勤務地	須崎市立図書館(須崎市西古市町6-15)
報酬 (月額)	186,696円～192,477円 給料月額については、上記の範囲内で前歴換算等により、決定します。 このほか、通勤距離に応じて通勤費相当額(上限あり)および 一定の任用期間に達する場合は、期末勤勉手当が支給されます。 ただし、扶養手当、住居手当等は支給されません。 また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
社会保険等	一定の任用期間の方は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は勤務による災害についての補償制度があります。
勤務時間	週5日の1日7時間(週35時間) 原則として、8時30分～17時15分(休憩時間12時～13時)のうち、7時間とします。
休日	月祝、年末年始(12月29日～1月3日)、火曜から日曜の間に休日1日有
休暇	年次休暇、夏季休暇(任用期間中に取得可能期間がある場合)ほか
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。

3 受験資格

年齢等	年齢、学歴は問いません
資格・免許等	図書館司書・普通自動車免許(AT限定可)

※ 地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は、受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその実行を受けることがなくなるまでの
- ・須崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人